

令和3年9月10日

保護者各位

都留市福祉保健部 健康子育て課

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の協力について（依頼）

日ごろから、本市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和3年8月20日（金）からまん延防止等重点措置適用の対象となっておりましたが、9月12日（日）をもって終了となります。

保護者の皆様におかれましては、日ごろよりご留意いただいているところではありますが、9月13日から11月30日（山梨県の感染拡大防止対策要請期間）までは、次の事項についてご協力、ご配慮をお願いいたします。

対応とお願い

- うがい、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染予防に努めてください。
- 毎朝必ずお子さんとご家族全員の体温計測をお願いします。
- 発熱（37.5度以上または平熱より1度以上高い）や咳・鼻水・のどの痛み・嘔吐・下痢等の風邪症状が見られる場合は、登園しないでください。
- お子さんに発熱が認められる場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園しないでください。
- お子さんの同居者に発熱やコロナウイルス感染が疑われる症状が見られる場合は、感染の有無が確定するまでは登園しないでください。
- 家庭内において会話をする際には、マスクを着用（ファミリーマスク）してください。
- 帰宅時及びトイレなどの共用スペース利用の前後には、手洗いや手指消毒をしてください。
- 不特定多数の人が集まる場への外出や大人数での会食など、三つの密（密閉・密集・密接）を避けてください。

都留市福祉保健部 健康子育て課 保育担当
〒402-0051 山梨県都留市下谷 2516-1 いまいきプラザ都留内
電話 0554-46-5113(代) 内線 101・102 FAX 0554-46-5119